



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 訓令

*2 和歌山県公文例の一部を改正する訓令 (総務課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文例の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公文例の一部を改正する訓令

和歌山県公文例（昭和29年和歌山県訓令第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もの」の次に「及び別に定めるもの」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

1 条例の公布の文例

(1) 新たに制定する場合

※〇〇条例をここに公布する。

※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

和歌山県条例第〇号

※※※〇〇条例

目次

※第1章※〇〇 (第1条)

※第2章※〇〇〇

※※第1節※〇〇〇 (第2条・第3条)

※※第2節※〇〇〇

※※※第1款※〇〇 (第4条—第6条)

※※※第2款※〇〇 (第7条)

※第3章※〇〇〇 (第8条)

※附則

※※※第1章※〇〇

※ (……………)

第1条※……………。

※……………。

※※※第2章※〇〇〇

※※※第1節※〇〇〇

※ (……………)

第2条※……………。

2※……………。

※……………。

※ (……………)

第3条※……………。

※※※第2節※〇〇〇

※※※※第1款※〇〇

※ (……………)

第4条※……………。

※(1)※……………。

※※……………。

※(2)※……………。

※※ア※……………。

※※※……………。

※※イ※……………。

※※※(7)※……………。

※※※(1)※……………。

※※※※……………。

※ (……………)

第5条※……………。

※ (……………)

第6条※……………。

※※※※第2款※〇〇

※ (……………)

第7条※……………。

※※※第3章※〇〇〇

※ (……………)

第8条※……………。

2※……………。

※※※附※則

※この条例は、公布の日から施行する。

備考

- 1 公布の日、法令等の制定年及び附則で定める施行期日(日付を指定する場合に限る。)は、元号を用いて表記する。以下この項、次項及び第5項において同じ。
- 2 目次は、章節款の区分を設ける場合に付する。

(2) 全部を改正する場合

※〇〇条例をここに公布する。
 ※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

和歌山県条例第〇号
 ※※※〇〇条例
 ※〇〇条例（〇〇年和歌山県条例第〇号）の全部を改正する。
 ※（……………）
 第1条※……………。
 ※（……………）
 第2条※……………。
 2※……………。
 ※……………。
 ※※※附※則
 ※（施行期日）
 1※この条例は、〇年〇月〇日から施行する。
 ※（経過措置）
 2※……………。

(3) 一部を改正する場合

※〇〇条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 ※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

和歌山県条例第〇号
 ※※※〇〇条例の一部を改正する条例
 ※〇〇条例（〇年和歌山県条例第〇号）の一部を次のように改正する。
 ※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
※（……………） 第2条※……………〇〇……………。 2・3※略	※（……………） 第2条※……………〇〇……………。 2・3※略
※（……………） 第3条※……………。	
※（〇〇〇） 第4条※略 2※……………〇〇……………。	※（〇〇〇） 第3条※略 2※……………〇〇……………。
第5条～第8条※略	第4条～第7条※略
	※（……………） 第8条※……………。

※※※附※則
 ※この条例は、公布の日から施行する。ただし、……………。

備考 2の条例を一括して改正する場合は題名を「〇〇条例及び△△条例の一部を改正する条例」とし、3以上の条例を一括して改正する場合は題名を「〇〇条例等の一部を改正する条例」とする。

(4) 廃止する場合

※〇〇条例を廃止する条例をここに公布する。
 ※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

和歌山県条例第〇号
 ※※※〇〇条例を廃止する条例
 ※〇〇条例（〇年和歌山県条例第〇号）は、廃止する。
 ※※※附※則
 ※この条例は、公布の日から施行する。

備考 2の条例を一括して廃止する場合は題名を「〇〇条例及び△△条例を廃止する条例」とし、3以上の条例を一括して廃止する場合は題名を「〇〇条例等を廃止する条例」とする。

(5) 一部の改正と廃止を一括して行う場合

※〇〇条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。
※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

和歌山県条例第〇号

※※※〇〇条例の一部を改正する等の条例

※ (〇〇条例の一部改正)

第1条※〇〇条例 (〇年和歌山県条例第〇号) の一部を次のように改正する。

※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
※ (…………)	※ (…………)
第〇条※……………。	第〇条※……………。
※(1)※……………〇〇……………。	※(1)※……………〇〇……………。
※(2)※略	※(2)※略

※ (△△条例の一部改正)

第2条※△△条例 (〇年和歌山県条例第〇号) の一部を次のように改正する。

※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
※ (…………)	※ (…………)
第〇条※……………。	第〇条※……………。
<u>2</u> ・ <u>3</u> ※略	<u>2</u> ※……………。
<u>4</u> ※……………。	<u>3</u> ・ <u>4</u> ※略

※ (□□条例の廃止)

第3条※□□条例 (〇年和歌山県条例第〇号) は、廃止する。

※※※附※則

※この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は〇年〇月〇日から施行する。

2 規則の公布の文例

(1) 新たに制定する場合

和歌山県規則第〇号

※〇〇規則を次のように定める。

※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規則

※ (…………)

第1条※……………。

※ (…………)

第2条※……………。

※※※附※則

※この規則は、公布の日から施行する。

備考 題名を「〇〇施行規則」とした場合に法令の題名と重複するときは、題名は、「〇〇施行細則」とする。

(2) 全部を改正する場合

和歌山県規則第〇号

※〇〇規則を次のように定める。

※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規則

※〇〇規則 (〇年和歌山県規則第〇号) の全部を改正する。

※ (…………)

1※……………。

※ (…………)

2※……………。

※※※附※則

※ (施行期日)

1※この規則は、〇年〇月〇日から施行する。ただし、……………。

※ (経過措置)

2※……………。

備考 この文例は、全部を改正し、本則が2項から成る規則とする改正を示すものである。

(3) 一部を改正する場合

和歌山県規則第〇号
 ※〇〇規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規則の一部を改正する規則
 ※〇〇規則（〇年和歌山県規則第〇号）の一部を次のように改正する。
 ※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
※（……） 第〇条※……………。 ※(1)※……………。 ※(2)～(6)※略	※（……） 第〇条※……………。 ※(1)～(5)※略 ※(6)※……………。

※※※附※則
 ※この規則は、公布の日から施行する。

備考 2の規則を一括して改正する場合は題名を「〇〇規則及び△△規則の一部を改正する規則」とし、3以上の規則を一括して改正する場合は題名を「〇〇規則等の一部を改正する規則」とする。

(4) 廃止する場合

和歌山県規則第〇号
 ※〇〇規則を廃止する規則を次のように定める。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規則を廃止する規則
 ※〇〇規則（〇年和歌山県規則第〇号）は、廃止する。
 ※※※附※則
 ※この規則は、公布の日から施行する。

備考 2の規則を一括して廃止する場合は題名を「〇〇規則及び△△規則を廃止する規則」とし、3以上の規則を一括して廃止する場合は題名を「〇〇規則等を廃止する規則」とする。

(5) 一部の改正と廃止を一括して行う場合

和歌山県規則第〇号
 ※〇〇規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規則の一部を改正する等の規則
 ※（〇〇規則の一部改正）
 第1条※〇〇規則（〇年和歌山県規則第〇号）の一部を次のように改正する。
 ※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
※（……） 第〇条※……………。 ※……………。 2※……………。	※（……） 第〇条 ※……………。

※（△△規則の一部改正）
 第2条※△△規則（〇年和歌山県規則第〇号）の一部を次のように改正する。
 ※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
※（……） 第〇条※略 第〇条の2※……………。	※（……） 第〇条※略

※（□□規則の廃止）
 第3条※□□規則（〇年和歌山県規則第〇号）は、廃止する。
 ※※※附※則
 ※この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は〇年〇月〇日から施行する。

備考 第2条の表に掲げる改正規定は、第〇条の見出しを共通見出しとして第〇条の2を加える改正の例である。

3 法令等の委任により、その執行規程等を定める告示の文例

(1) 新たに制定する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇〇法 (〇年法律第〇号) 第〇条の規定により、〇〇規程 (要綱) を次のように定める。
 ※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規程 (要綱)
 ※ (……………)
 第1条※……………
 ※……………。
 ※ (……………)
 第2条※……………。
 2※……………。
 ※※※附※則
 ※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。

備考

- 1 附則で定める施行期日は、元号を用いて年月日を表記する。以下この項において同じ。
- 2 告示の日及び法令等の制定年は、元号を用いて表記する。以下この項及び次項において同じ。

(2) 全部を改正する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇〇規程 (要綱) を次のように定める。
 ※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※※※〇〇規程 (要綱)
 ※〇〇規程 (要綱) (〇年和歌山県告示第〇号) の全部を改正する。
 ※ (……………)
 第1条※……………。
 ※ (……………)
 第2条※……………。
 ※※※附※則
 ※ (施行期日)
 1※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。ただし、……………。
 ※ (経過措置)
 2※……………。

(3) 一部を改正する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇〇規程 (要綱) の一部を改正する告示を次のように定める。
 ※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※〇〇規程 (要綱) (〇年和歌山県告示第〇号) の一部を次のように改正する。
 ※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第〇条※削除 ※※※附※則 ※ (施行期日) 1※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。 ※ (経過措置) 2※…………… ※……………	第〇条※……………。 ※※※附※則 ※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。

※※※附※則
 ※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。

(4) 廃止する場合

和歌山県告示第〇号

※〇〇規程(要綱)を廃止する告示を次のように定める。

※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※〇〇規程(要綱)(〇年和歌山県告示第〇号)は、廃止する。

※※附※則

※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。

(5) 一部の改正と廃止を一括して行う場合

和歌山県告示第〇号

※〇〇規程(要綱)の一部を改正する等の告示を次のように定める。

※※〇年〇月〇日

和歌山県知事※氏 名※

※(〇〇規程(要綱)の一部改正)

第1条※〇〇規程(要綱)(〇年和歌山県告示第〇号)の一部を次のように改正する。

※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第〇条※.....。			第〇条※.....。		
種別	使用区分	使用料	種別	使用区分	使用料
略			略		
運動場	略	略	運動場	略	略
体育館	1日につき	〇円			
略			略		

※(△△規程(要綱)の一部改正)

第2条※△△規程(要綱)(〇年和歌山県告示第〇号)の一部を次のように改正する。

※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別記第〇号様式(第〇条関係)		別記第〇号様式(第〇条関係)	
略	〇〇証明書	略	〇〇証明書
略	上記の者は、〇〇法第〇条第1項の規定による〇〇に従事する職員であることを証明する。	略	上記の者は、〇〇法第〇条の規定による〇〇に従事する職員であることを証明する。
略		略	
備考		
		

※(□□規程(要綱)の廃止)

第3条※□□規程(要綱)(〇年和歌山県告示第〇号)は、廃止する。

※(▽▽規程(要綱)の廃止)

第4条※▽▽規程(要綱)(〇年和歌山県告示第〇号)は、廃止する。

※※附※則

※(施行期日)

1※この告示は、〇年〇月〇日から施行する。

※(経過措置)

2※.....

...※.....

※(1)※.....

※(2)※.....

3※.....

4 告示（法令等の委任により、その執行規程等を定める告示を除く。）の文例

(1) 行政処分を一般に発する告示の文例

和歌山県告示第〇号
 ※〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定により、……………（することを禁止）する。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※

備考 告示の日は、元号を用いて表記する。

(2) 法令による公示事項を示す告示の文例

ア 新たに制定する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定により、……………した……………は、次のとおりである。（次のとおり（ように）……………する（した））。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※
 ※……………。

イ 全部を改正する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条第〇項の規定により、……………を次のように定め、〇年和歌山県告示第〇号（〇〇〇）は、廃止する。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※
 ※……………。

備考 「（〇〇〇）」は、その告示を登載する県報の目次において付された題名を用いる。ただし、その告示に便宜上付された他の題名がある場合は、この限りでない。（以下この号において同じ。）

ウ 一部を改正する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇年和歌山県告示第〇号（〇〇〇）の一部を次のように改正する（改正し、〇年〇月〇日から実施する（した）（適用する））。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※
 ※……………。

エ 1の告示を廃止する場合

和歌山県告示第〇号
 ※〇年和歌山県告示第〇号（〇〇〇）は、廃止する。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※

オ 複数の告示を廃止する場合

和歌山県告示第〇号
 ※次に掲げる告示は、廃止する。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※
 1※〇年和歌山県告示第〇号（〇〇〇）
 2※〇年和歌山県告示第〇号（〇〇〇）

(3) 単に一定事項を公示する告示の文例

ア 新たに制定する場合

和歌山県告示第〇号
 ※……………は、次のとおりである。
 （……………を次のように……………する（した）。）
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※
 ※……………。

イ 全部を改正する場合

第2号イの例による。

ウ 一部を改正する場合

第2号ウの例による。

- エ 1の告示を廃止する場合
第2号エの例による。
- オ 複数の告示を廃止する場合
第2号オの例による。

5 訓令の公布の文例

(1) 新たに制定する場合

和歌山県訓令第〇号	訓 令 先※
※〇〇規程を次のように定める。 ※※〇年〇月〇日	
和歌山県知事※氏	名※
※※※〇〇規程 ※ (……………) 第1条※……………。 ※ (……………) 第2条※……………。 ※※※附※則 ※ (施行期日) 1※この訓令は、公布の日から施行する。ただし、……………。 ※ (経過措置) 2※……………。	

(2) 全部を改正する場合

和歌山県訓令第〇号	訓 令 先※
※〇〇規程を次のように定める。 ※※〇年〇月〇日	
和歌山県知事※氏	名※
※※※〇〇規程 ※〇〇規程 (〇年和歌山県訓令第〇号) の全部を改正する。 ※……………。 ……………。 ……………。 ※※※附※則 ※この訓令は、〇年〇月〇日から施行する。	

備考 この文例は、本則が1項から成る訓令の全部の改正を示すものである。

(3) 一部を改正する場合

和歌山県訓令第〇号	訓 令 先※																								
※〇〇規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 ※※〇年〇月〇日																									
和歌山県知事※氏	名※																								
※※※〇〇規程の一部を改正する訓令 ※〇〇規程 (〇年和歌山県訓令第〇号) の一部を次のように改正する。 ※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																									
改 正 後	改 正 前																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">別表 (第〇条関係)</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">事務</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10※略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11~14※略</td> <td></td> </tr> </table>	別表 (第〇条関係)		事務	市町村	略		10※略	略	11~14※略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">別表 (第〇条関係)</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">事務</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10※略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11※……………</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>※……………</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12~15※略</td> <td></td> </tr> </table>	別表 (第〇条関係)		事務	市町村	略		10※略	略	11※……………	〇〇市	※……………		12~15※略	
別表 (第〇条関係)																									
事務	市町村																								
略																									
10※略	略																								
11~14※略																									
別表 (第〇条関係)																									
事務	市町村																								
略																									
10※略	略																								
11※……………	〇〇市																								
※……………																									
12~15※略																									
※※※附※則 ※この訓令は、公布の日から施行する。																									

備考 2の訓令を一括して改正する場合は題名を「〇〇規程及び△△規程の一部を改正する訓令」とし、3以上の訓令を一括して改正する場合は題名を「〇〇規程等の一部を改正する訓令」とする。

(4) 廃止する場合

和歌山県訓令第○号

訓 令 先※

※○○規程を廃止する訓令を次のように定める。
 ※※○年○月○日

和歌山県知事※氏 名※

※※※○○規程を廃止する訓令
 ※○○規程（○年和歌山県訓令第○号）は、廃止する。
 ※※※附※則
 ※この訓令は、○年○月○日から施行する。

備考 2の訓令を一括して廃止する場合は題名を「○○規程及び△△規程を廃止する訓令」とし、3以上の訓令を一括して廃止する場合は題名を「○○規程等を廃止する訓令」とする。

(5) 一部の改正と廃止を一括して行う場合

和歌山県訓令第○号

訓 令 先※

※○○規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。
 ※※○年○月○日

和歌山県知事※氏 名※

※※※○○規程の一部を改正する等の訓令
 ※（○○規程の一部改正）
 第1条※○○規程（○年和歌山県訓令第○号）の一部を次のように改正する。
 ※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
※※※第○章※略	※※※第○章※略
※（……………） 第○条の2※……………。	
第○条※略	第○条※略

※（△△規程の一部改正）
 第2条※△△規程（○年和歌山県訓令第○号）の一部を次のように改正する。
 ※※次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
※（……………） 第○条の2※……………。	
※※※第○章※略	※※※第○章※略

※（□□規程の廃止）
 第3条※□□規程（○年和歌山県訓令第○号）は、廃止する。
 ※※※附※則
 ※この訓令は、○年○月○日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 ※(1)※第2条の規定※○年○月○日
 ※(2)※第3条の規定※○年○月○日

備考 第1条の表に掲げる改正規定は第○章の冒頭に条を加える改正の例を示し、第2条の表に掲げる改正規定は章、節又は款の末尾に条を加える改正の例を示すものである。この場合において、その節又は款の名称を略した場合に他の節又は款と区別することができないときは、その名称は、略さずに記述する。

(6) 規程を定める訓令以外の訓令

和歌山県訓令第○号

訓 令 先※

※……………しなければならない。
 （……………されたい。）
 （……………することを命ずる。）
 ※※○年○月○日

(発信者)
 職 名※氏 名 印 ※

6 公告の文例

※※※※公※※※※告 (〇〇公告)
 ※……………ので、〇〇法 (〇年法律第〇号) 第〇条第〇項の規定により、次のとおり……………する (します)。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名※
 ※……………。

備考

- 1 標題を付さない場合は、その標題は単に「公告」とする。
- 2 公告日及び法令等の制定年は、元号を用いて表記する。

7 指令、許可、認可等の文例

(1) 指令、許可、認可等をする場合

和歌山県指令〇第〇号
 (令達先)
 住 所※※
 氏名又は法人等名※※
 ※〇年〇月〇日付け (〇第〇号) で申請のあった〇〇については、〇〇法 (〇年法律第〇号) 第〇条第〇項の規定により (、下記の条件を付けて・、下記のとおり) 許可 (認可・承認・〇〇) します。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名 印 ※
 (記)

備考 指令、許可、認可等の日、申請日及び法令等の制定年は、元号を用いて表記する。以下この項において同じ。

(2) 指令、許可、認可等をしない場合

和歌山県指令〇第〇号
 (令達先)
 住 所※※
 氏名又は法人等名※※
 ※〇年〇月〇日付け (〇第〇号) で申請のあった〇〇については、〇〇により (〇〇のため・下記の理由により) 許可 (認可・承認・〇〇) しません。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名 印 ※
 (記)

8 達の文例

(1) 指示又は命令をする場合

和歌山県達〇第〇号
 (令達先)
 住 所※※
 氏名又は法人等名※※
 ※〇〇法 (〇年法律第〇号) 第〇条の規定により、〇〇を命じます (禁止します・してください)。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名 印 ※

備考 指令又は命令の日及び法令等の制定年は、元号を用いて表記する。以下この項において同じ。

(2) 指示又は命令を取り消す場合

和歌山県達〇第〇号
 (令達先)
 住 所※※
 氏名又は法人等名※※
 ※〇〇法 (〇年法律第〇号) 第〇条第〇項の規定に該当するため、同法第〇条第〇項の規定により〇年〇月〇日付け和歌山県指令〇第〇号による〇〇許可 (〇〇) を取り消します (取り消し、……………を命じます)。
 ※※〇年〇月〇日
 和歌山県知事※氏 名 印 ※

- 3 感謝状は、必要に応じ、いずれかの様式を用いるものとする。
- 4 敬称は、必要に応じ、省略することができる。
- 5 「よってここに」の表現は用いない。

(2) 書簡文の文例

ア 本文を初めに記述する場合

<p>※謹啓</p> <p>※.....</p> <p>.....。</p> <p>.....。</p> <p>※.....</p> <p>.....。</p> <p>※.....</p> <p>.....。</p> <p>※※○年○月○日</p> <p>※○○○○ 様</p>	<p style="text-align: right;">敬具</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事※氏 名※</p> <p style="text-align: right;">(和歌山県○○部長※氏 名※)</p>
---	--

イ 本文を最後に記述する場合

<p>※○○○○ 様</p> <p>.....</p> <p>.....。</p> <p>.....。</p> <p>※.....</p> <p>.....。</p> <p>※.....</p> <p>.....。</p>	<p style="text-align: right;">○年○月○日※※</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事※氏 名※</p> <p style="text-align: right;">(和歌山県○○部長※氏 名※)</p> <p style="text-align: right;">敬具</p>
---	---

備考

- 1 必要に応じ、ア又はイのいずれかの様式を用いるものとする。
 - 2 書簡文の宛先に用いる敬称は、原則として「様」とする。
- (3) 挨拶文(式辞、祝辞、告辞、訓辞、答辞及び弔辞をいう。)の文例

<p>※ : ※</p> <p>※ :</p> <p>○年 :</p> <p>○月 :</p> <p>○日 :</p> <p>和歌山県知事※氏</p> <p>名※</p>	<p>祝</p> <p>.....</p> <p>辞</p> <p>.....</p>
---	---

(4) 証明文の文例

ア 奥書証明の場合

※上記のとおり相違ないことを証明します。
 (上記は、(この謄本は、) 原本と相違ないことを証明します。)

※※○年○月○日

和歌山県知事※氏

名 印 ※

※右のとおり相違ないことを証明します。
 (右は、(この謄本は、) 原本と相違ないことを証明します。)

※※○年○月○日

和歌山県知事※氏

名 印 ※

イ 証明書を作成する場合

証 明 書

住 所※※
 氏名又は法人等名※

※………は、………であること (に相違ないこと) を証明します。
 ※※○年○月○日

和歌山県知事※氏

名 印 ※

証 明 書

住 氏名又は法人等名※
 所※※

※………は、………であること (に相違ないこと) を証明します。
 ※※○年○月○日

和歌山県知事※氏

名 印 ※

附 則

（施行期日等）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、この訓令による改正後の別表第2項、第3項及び第5項に定める文例は、平成30年4月1日以後に公布する和歌山県規則、同日以後に制定する法令等の委任によるその執行規程等を定める告示及び和歌山県訓令の文例として、それぞれ適用する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日から平成30年3月31日までの間に公布する和歌山県規則、制定する法令等の委任によるその執行規程等を定める告示及び和歌山県訓令の文例については、なお従前の例による。